

2022年度 前期

# 神戸女学院大学

## 聴講生出願要項

新型コロナウイルス感染症の状況によって、遠隔授業を実施する場合があります。また対面授業から、急遽、遠隔授業に変更される場合もあります。

受講を希望する科目の授業形態については、本学シラバス（講義内容）をご確認ください。2022年度のシラバスは、3月下旬に公開する予定です。

本学ホームページ>在学生の方>学内向けシステム・サービス下部にある「【お知らせ】Universal Passport について（推奨環境等）

>・シラバス照会（ゲストユーザー）←こちらをクリックしてください。

神戸女学院大学 教務課

電話：0798-51-8537

## **入学時期**

学年または学期の初めとし、在学期間は1年または半年とします。

## **出願資格**

次のいずれかに該当する女子。

- ・高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
  - ・文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- ＊他大学、他大学院の正規課程に在学中の者は出願できません。

## **聴講を認める科目**

外国語科目、実験・実習科目、演習科目、音楽実技科目、人数制限のある科目、その他本学が別に定める科目以外の聴講を審査（面接等）のうえ認めます。

- ＊本学学部生の履修登録が少数（4名以下）の場合、授業科目は開講中止になることがあります。
- ＊聴講できる授業科目は、各学科が年度初めにあらかじめ指定した範囲とします。

## **聴講を認める単位数**

1年間に20単位以内。

## **出願手続の流れ**

1. 教務課へご連絡ください。出願書類等をお送りします。

神戸女学院大学 教務課

〒662-8505 兵庫県西宮市岡田山4番1号

TEL：0798-51-8537 [kyomu@mail.kobe-c.ac.jp](mailto:kyomu@mail.kobe-c.ac.jp)

2. 出願書類を教務課へ郵送する。

送付期限：4月5日（火）必着（書類不備の場合は受付不可）

3. 本学で面接を受ける。審査料（5,000円）をご持参ください。

4月6日（水）（予定）

＊4月5日（火）に面接時間確認のため教務課からご連絡します。

＊面接を受けない場合は、出願辞退とみなされますので注意してください。

＊審査の結果は同日に連絡します。

＊本大学卒業生、本大学大学院生については面接を免除される場合があります（通知します）。

4. 受講許可を通知します。

＊願書出願時点からの科目変更は一切認められません。

＊後期開講科目の聴講を希望する場合は、再度、後期に出願手続が必要です。

**出願書類** 以下に掲げる書類等を教務課宛に郵送してください。

＊書類不備の場合は受け付けません。

＊継続出願者、本大学大学院生、本学院卒業生は一部の書類等が免除されます。

1) 聴講願（本学所定の用紙）

…写真1枚（3×3cm・3ヶ月以内に撮影したもの）を願書に貼付してください。

2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書

3) 最終出身学校の成績証明書または資格証明書

4) 健康診断書（本学所定の用紙）

5) 住民票記載事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）または外国人登録済証明書（在留資格・期間が明記された3ヶ月以内のもの）

6) 写真1枚（身分証明書用・3×3cm・3ヶ月以内に撮影したもの）

**◆継続出願者、本大学大学院生、本学院卒業生は、それぞれ以下の書類を提出してください。**

・前年度からの継続出願者… 1) 聴講願、4) 健康診断書、6) 写真

・本大学大学院生… 1) 聴講願、6) 写真

・本学院卒業生… 1) 聴講願書、4) 健康診断書、5) 住民票記載事項証明書、6) 写真

## **聴講料**

1単位につき5,000円。

・本学院卒業生は半額とし、本大学大学院生（正規学生）は免除します。

・科目によっては実費（実験実習料）を徴収する場合があります。

・いったん納入された聴講料は、理由のいかんにかかわらず返還しません。

・受講許可の後、経理課より受講料納付についてご案内します。期日内に振込してください。

## **単位認定**

聴講科目の単位認定は行いません。

## **その他**

1. 本大学大学院生（正規学生）は研究上の聴講が必要である場合、出願時に指導教員の承認書を提出してください。

2. 聴講生は、聴講した授業科目の試験を受けることができます。また、同試験に合格した場合、聴講証明書を申請することができます。

3. 身分証明書は随時携帯してください（通学定期券の購入および学割を使用することはできません）。

4. 聴講生の取り扱いは、学生に関する規定を準用します。学生生活上の質問等は学生生活支援センターへ問い合わせてください。

5. 聴講生の授業科目の履修方法は、別に規定のない限り神戸女学院大学学則を準用します。

6. 聴講生としてふさわしくない行為があった場合、聴講許可を取り消すことがあります。